

一般社団法人 日本理学療法学会連合 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 日本理学療法学会連合と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区六本木七丁目11番10号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理学療法に関する知識の普及、学術文化の向上に関する事業を行い、医療及び社会福祉の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員である学会及び研究会の調整及び統合的事业
- (2) 会誌及び図書等の刊行
- (3) 理学療法学に関する教育・研究
- (4) 理学療法学の啓発・普及活動ならびに政策等の提言
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国及び必要に応じて海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次に掲げる法人会員、学術団体会員をもって構成し、当該法人会員、学術団体会員の資格要件は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人会員 この法人の目的に賛同し、別に定める入会申請書を提出のうえ理事会にて承認された法人格を有する学会とする。法人会員の入会要件及び権利については別に定める。
- (2) 学術団体会員 この法人の目的に賛同し、別に定める入会申請書を提出のうえ理事会にて承認された法人格を有しない研究会とする。学術団体会員の入会要件及び権利については別に定める。

2 法人会員をもって正会員とする。

(経費の負担)

第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 当該会員が解散したとき。
- (3) 社員総会の決議によって除名されたとき。

第4章 社員

(社員)

第10条 法人会員及び学術団体会員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

第5章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員となる資格及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項及び理事会で必要と認めた事項

(開催)

第13条 社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に定時社員総会を開催するほか、必

要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、社員全員の同意があるときは、法人法一第40条ただし書に該当する場合を除いて、招集手続を省略することができる。

2 総社員数の5分の1以上の社員が社員総会を請求した場合、代表理事は社員総会を招集しなければならない。ただし、請求の際には理由を書面にて明記する必要がある。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、副理事長がこれに当たるものとし、議長になる副理事長の順位のほか、副理事長も含む第5順位前後を、あらかじめ理事会にて定めることとする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、法人会員では2個、学術団体会員では1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の過半数の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。

2 あらかじめ通知された事項について電磁的方法をもって、社員はその議決権の行使を行うことができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち議長が指名した2名が、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

(会員への通知)

第20条 社員総会の議決の要領及び議決した事項は、この法人の会誌に掲載し、会員に通知する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上12名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とする。
 - 3 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、法人会員の代表者から社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員構成員以外の者から選任できる。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の運営や学会活動に精通している者、或いは会計制度や関係法令などに一定の知見を有する者等から、社員総会の決議によって選任する。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項にかかわらず、理事長の任期は、通算して3期6年を超えることができない。

- 3 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て別に定める。

(役員責任免除)

第28条 この法人は法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、理事長とする。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、理事（当該事項について議決に加わることのできる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、法人法第91条第2項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

3 理事長が理事会に出席することができない場合は、出席理事及び監事が、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

第8章 各種委員会

(委員会)

第35条 この法人に、必要に応じ各種委員会を置くことができる。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画、収支予算を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長の決定又は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、及び支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第10章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）

第41条 この法人は、剰余金を分配することができない。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人日本理学療法士協会、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

（事務局の設置等）

第43条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法及び情報公開等

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

（情報公開）

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況及び財務資料等を公開するものとする。

(個人情報保護)

第46条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期し、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(施行細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て、別に定める。